

児童生徒に対する わいせつ行為

令和3年5月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立しました。自校の児童生徒に対するわいせつ行為は、被害者及び周囲の児童生徒の心身への影響は計り知れない程大きく、児童生徒、保護者を含む県民の信頼を著しく損ねます。

また、被害を受けた児童生徒は、長期に渡って精神的苦痛等に悩まされることとなります。

1 不祥事の事例

※この事例は実際にあった事案を参考に作成

教員 A は、明るい性格で、部活動にも熱心に取り組み、休日の部活動の生徒引率も多かった。

部活動の緊急連絡先として、電話番号のみ交換しているところ、部長である生徒 B からの強い要望により、教員 A は生徒 B とのみ LINE の連絡先を交換した。同僚教員からは生徒との LINE の交換は止めた方が良いと言われていたため、少し後ろめたい気持ちもあったが、生徒の申し出を断れなかった。

初めのうちは、当日の部員の欠席連絡などが届く程度であったが、次第に部活の悩みから家庭での悩みも生徒 B から届くようになった。そのメールの文面から、教員 A は生徒 B が自分に好意を持っているのではないかと思い始めていた。

休日の部活動終了後、教員 A は荷物搬送とともに、忘れ物をしたという生徒 B を学校まで自家用車で送ることとした。車中、LINE で受けていた悩みの相談に乗っていたところ、生徒 B が突然泣き出したため、思わず車を止め抱き寄せた。その時、生徒 B は抵抗しなかったことから、教員 A は生徒 B が自分に好意を持っていると思い込み、その後も同様の行為を繰り返した。徐々に行為はエスカレートしていき、車内で性行為に至った。異変に気付いた母親が生徒 B を問い詰め、事件が発覚。保護者が学校に通報した。

2 教職員と児童生徒の関係性

成長過程の児童生徒にとって、何が普通で、何が正しいか、判断がつかないことがあります。年齢を重ねて認知能力が上がり、初めて被害に気付くこともあるのです。また、上記の声からも分かるように、先生に対し信頼関係があるからこそ、疑義を申し立てること、止めて欲しいと言うことはとても勇気が必要で、言い出せない児童生徒も多いのです。さらに、恥ずかしいという気持ちや学校生活を続けたいとの思いから、嫌な事やいけない事と分かっているにもかかわらず、先生、保護者などに相談できない場合もあります。

教職員からのわいせつ行為を受けた児童生徒の声

- ・悩み相談に乗ってくれるなど心の支えにもなってくれた先生に対し、心を開いていた。しかし、行為がエスカレートしていくにつれ、だんだん怖くなり、なかなか言葉で意思表示ができなかった。
 - ・私だけを特別扱いしてくれている感じが嬉しく、はじめのうちは面倒見のいい先生だなと信頼感を持っていた。しかし、先生から受けたわいせつな行為は、嫌で怖くて気持ち悪かった。
 - ・成績のこと、進路のこと、今後の学校生活を考えると言い出すことができなかった。
 - ・わいせつな行為を受けたことは、誰にも知られたくない。
- ※ 卒業した後に相談をしに来る児童生徒も少なくありません。



3 わいせつ行為に関する不祥事の発生状況

R2～R4年度	わいせつ行為による懲戒処分件数	合計	27件
	その内、	○自校の児童生徒が被害者となる事例	… 10件
		○SNS がきっかけとなる事例	… 9件

4 考えてみよう

- ① 児童生徒の連絡先（電話、電子メール、無料通信アプリ等）を取得することについて、ルールはどの様になっていますか。
- ② 児童生徒から好意を寄せられているという思い込みはありませんか。
- ③ 児童生徒と同僚との距離感が不適切と感じた場合、直ちに対応していますか。
- ④ 児童生徒から、わいせつ行為に関する相談を受けた場合、どの様に対応しますか。
- ⑤ 以下の項目について、自身の行動を振り返ってみましょう。
 - 児童生徒に対し、職務と関係のない電話やメール等をしていませんか。
 - 密室になるような部屋で児童生徒と二人きりになって指導をしていませんか。
 - 児童生徒を自家用車に乗せることはありませんか。
 - 児童生徒と校外で個人的に会うことはありませんか。
 - 児童生徒の身体に不必要な接触をすることはありますか。

5 相談窓口

同僚等の不適切な行為に気づいた場合や児童生徒等から相談を受けた場合は、直ちに管理職又は以下の相談窓口へ連絡してください。

窓口名	担当	電話番号
校内の相談窓口（倫理推進員、倫理確立委員会の委員等）	※校内の担当者名を記載	
県の相談窓口（県立学校が対象）	県立学校人事課 管理指導担当	048-830-6726
教職員コンプライアンス相談ホットライン 平日9時～17時（12時～13時除く）	担当部署 県教育局総務課	048-830-6629

また、民間団体の相談窓口もあります。

団体名	連絡先
NPO法人SSHP全国ネットワーク （スクールセクハラ防止と被害者支援）	電話：06-6995-1355 Fax：06-6995-1356 E-mail：cfcw-kawasaki@orion.ocn.ne.jp

6 問われる責任

- (1) 行政上の責任・・・懲戒処分（免職等）
- (2) 刑事上の責任・・・懲役、罰金等
- (3) 民事上の責任・・・損害賠償等
- (4) 社会的な責任・・・報道等

【参考】

懲戒処分の基準 第2 4 (2) 児童生徒性暴力等

- ア 教育職員等（教育職員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。）並びに学校の校長、副校長、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。）が教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に規定する次の行為を行った場合はいずれも免職とする。
- (ア) 児童生徒等（児童生徒性暴力防止法第2条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。）に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。
- (イ) 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（ア）に掲げるものを除く。）。
- (ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為を行うこと（（ア）及び（イ）に掲げるものを除く。）。
- (エ) 児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるような行為を行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせることであって、心身に有害な影響を与えるもの（（ア）から（ウ）までに掲げるものを除く。）。
- (オ) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと（（ア）から（エ）までに掲げるものを除く。）。
- イ ア以外で、教育職員等が児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合は、停職又は減給とする。
- ウ～オ（略）

埼玉県青少年健全育成条例 第19条 淫らな性行為等の禁止

第十九条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

※その他、刑法 第176条 不同意わいせつの適応等もあり

◆ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の成立

令和3年5月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が超党派の議員立法で成立しました。

児童生徒に対する性暴力は、児童生徒の心身に生涯にわたって回復しがたい心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されません。児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならないという立法趣旨を踏まえ対応する必要があります。

【 法律のポイント 】

1 「わいせつ行為」は「性暴力」として定義

児童生徒等に対する「わいせつ行為」について、「性暴力」として法律で定義されました。「性暴力」には、刑事罰が科されなかった行為も該当し得ること、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わないことに留意が必要です。

2 学校や教職員がすべきことを法定

学校の設置者・学校・教育職員等それぞれの責務について法律で定められました。また、刑事訴訟法に規定されている公務員の告発義務についても改めて記載されています。

学 校…学校全体で児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
教育職員…教育職員としての倫理の保持を図るとともに、児童生徒が性暴力等を受けたと思われるときは、学校又は学校の設置者へ通報する等、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 様々な観点から児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を規定

児童生徒を性暴力から守るため、教職員に対する不祥事防止研修だけでなく、様々な観点から実施すべき施策が規定されました。

(1) 教員免許状の再授与に関する特例

これまでは、懲戒処分を受けて教員免許状を失効した場合、失効から3年経過すれば再び授与することができたが、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、免許状を授与する。

(2) 児童生徒等に対する調査

学校の設置者及び学校は、児童生徒及び教育職員に対する定期的なアンケート調査を実施する。

(3) 児童生徒等の保護支援

児童生徒等の保護及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行う。

(4) 教育職員等に対する啓発

児童生徒等の人権、特性等に関する理解などを深めるための研修・啓発を行う。

児童生徒等と教職員の特性…本研修プログラム「No.5 認知の歪みと行為の正当化」や「No.7 学校という特別な職場環境~教職員と児童生徒の関係~」も参照

(5) 児童生徒等に対する啓発

何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと、被害児童生徒に対し保護及び支援が行われること等について周知徹底を図らなければならない。

(例：文科省^{いのち}"生命の安全教育"https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（法律第57号（令3・6・4））

※一部抜粋

（定義）

第二条

- 1 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- 2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
 - 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）
- 3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
 - 二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。
 - 三 刑法第八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。
 - 四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
 - 五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。

（基本理念）

- ### 第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。
 - 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない。
 - 4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。
 - 5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者連携の下に行われなければならない。